

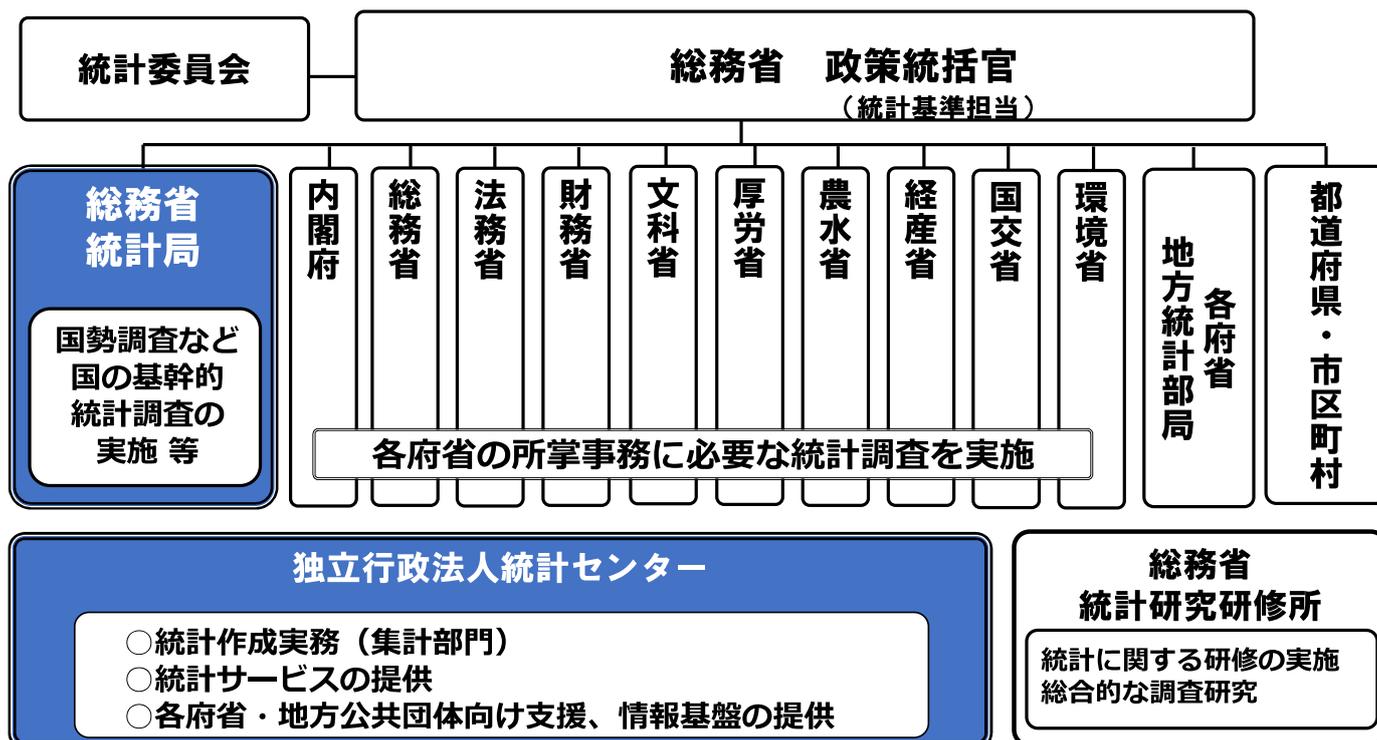
統計データ利活用センターの取組み

平成30年11月16日

統計データ利活用センター
佐藤 昭紀



総務省統計局・独立行政法人統計センター



政府関係機関の地方移転に係る取組

○政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について

(平成28年9月1日まち・ひと・しごと創生本部決定) 抄

総務省統計局は、和歌山県の協力・受入体制の整備を前提に、和歌山県に「統計データ利活用センター（仮称）」を置き、統計マイクロデータ提供等の業務を平成30年度から実施する。平成29年度には、先行的な取組として、和歌山県の協力を得て、データサイエンスの普及や人材育成を柱とする産学官が連携した統計データ利活用促進プロジェクトを実施し地方創生の実現に寄与するとともに、高度な情報セキュリティを確保しつつ利便性の高いかたちで統計マイクロデータを提供し利活用できるオンサイト施設の整備に向けた取組を実施する。

(独) 統計センターは、上記の具体的な取組について総務省統計局と密接に連携し一体的に行う。

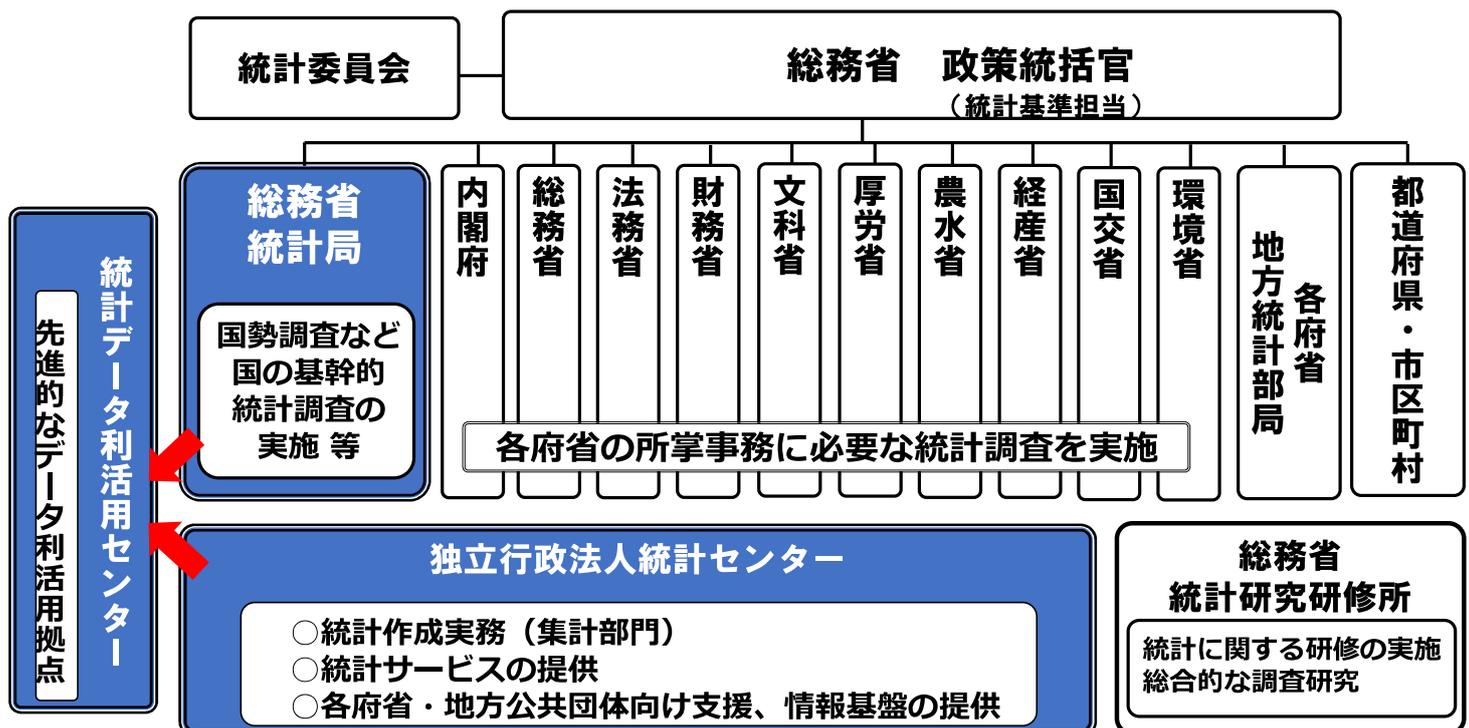


平成30年4月1日 「統計データ利活用センター」 開設

(和歌山県：「和歌山県データ利活用推進センター」開設)

3

統計データ利活用センター



4

平成30年4月1日に、先進的なデータ利活用の推進拠点として、和歌山県内に「統計データ利活用センター」を開設し、ICTを活用して高度なデータ解析を実現する統計マイクロデータの提供を開始。和歌山県と協力し地方創生に貢献

統計マイクロデータの提供

- ICTを活用し情報セキュリティを確保しつつ高度なデータ解析を可能とする環境の構築
- オンサイト利用の普及啓発
- 各種データアーカイブの整備 など

統計データ利活用センター “先進的なデータ利活用拠点”

- 地方公共団体との共同研究（データを活用した行政課題の解決）
- 民間ビッグデータ活用等の委託研究
- 地方公共団体への利活用支援 など
- データサイエンススキルの向上支援
- 統計データ利活用に関する研修会の実施 など

データサイエンス・EBPMに資する統計データ利活用推進

統計データ利活用に関する人材育成

【規模】

統計局・統計センター職員、大学等からデータサイエンティスト（非常勤）など十三名

【設置場所】

南海和歌山市駅ビル
（和歌山市東蔵前丁）
（和歌山県データ利活用推進センターと同じ）

働き方改革

- テレビ会議システムの導入
- 個人用デスク撤廃
- テレワークの推進 など

5

Evidence-Based Policy Making（証拠に基づく政策立案）

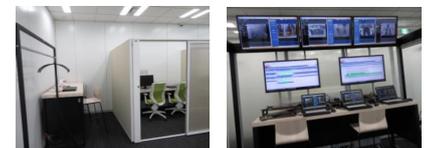
「統計データ利活用センター」平成30年度の取組

1. 統計マイクロデータの提供（オンサイト施設関係）

統計マイクロデータ活用の新たな仕組みであるオンサイト施設を運営し、統計マイクロデータを提供することで、地域の課題解決や発展を促すための環境を整備

① オンサイト施設の運用管理

ICTを活用し情報セキュリティを確保しつつ高度なデータ解析を可能とするオンサイト施設を稼働させるとともに、円滑な運用管理を行う。



オンサイト施設

運用管理施設

② オンサイト施設の全国展開

オンサイト施設の全国的なネットワークを構築するため、全国の大学や研究機関に対して、オンサイト施設設置に関する積極的な働きかけを行い、オンサイト施設の普及を推進する。

③ 統計マイクロデータ利活用に関する研究

統計マイクロデータの更なる利便性向上策の検討等、オンサイト施設・オンサイト利用の発展に関する先進的な研究を実施する。

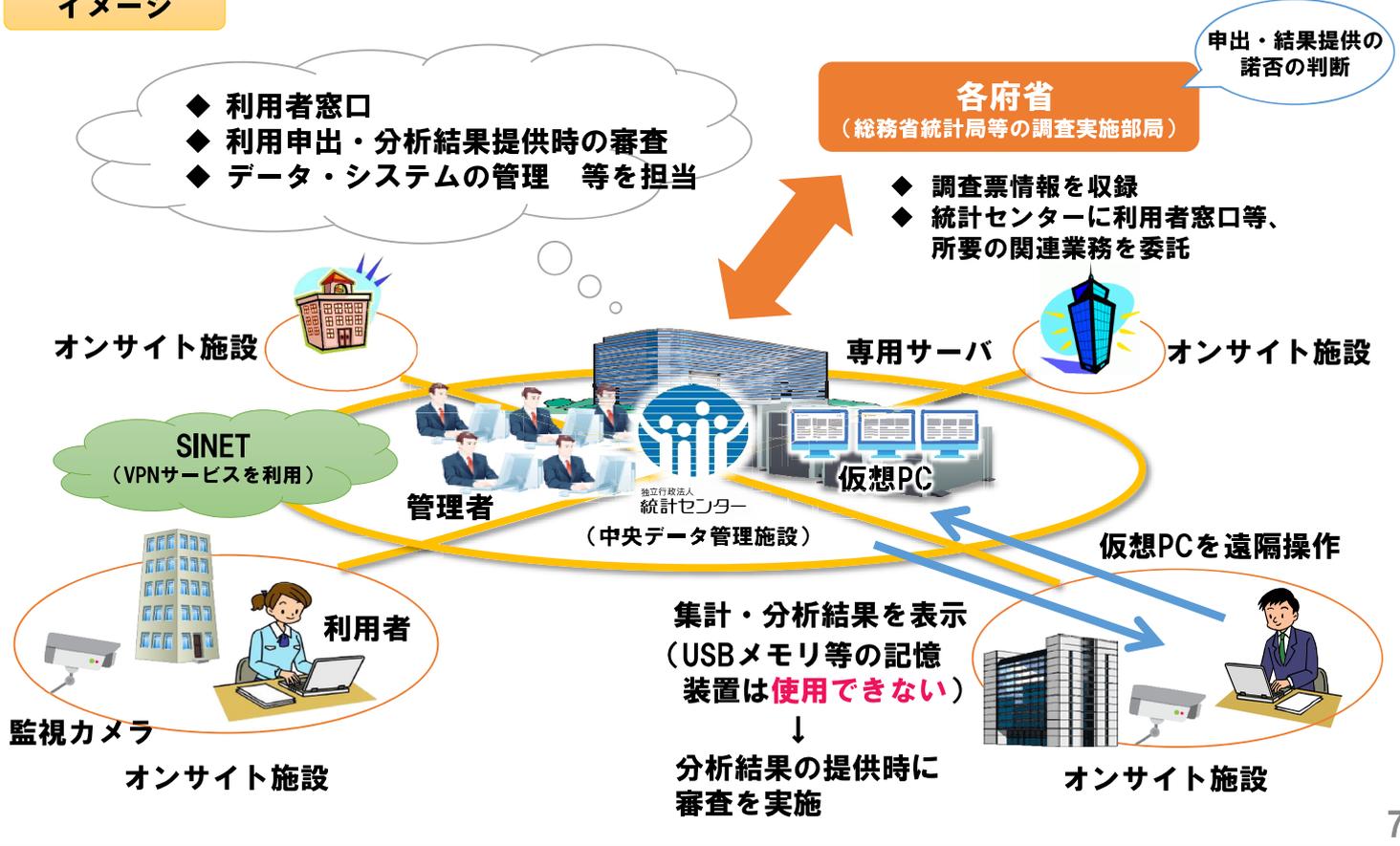


オンサイト施設におけるマイクロデータ利用

6

オンサイト利用の概要

イメージ



調査票情報の新たな提供（利用）形態

電子媒体による提供からオンサイト利用へ

現行（電子媒体による提供）

- 利用条件** 高度な公益性を有する研究目的での利用であること
- セキュリティ** セキュリティの確保全般について **研究者が対応** する
- 申請内容** 分析内容（作成する統計表等）をあらかじめ行政機関に申出る
- 利用データ** 調査票情報のうち、分析に必要な **最小限の調査事項** に限り提供される

今後（オンサイト利用）

- 利用条件** 高度な公益性を有する研究目的での利用であること
- セキュリティ** 施設のセキュリティ確保については **施設設置者が対応** する
- 申請内容** 分析の“概要”だけをあらかじめ行政機関に申出る
- 利用データ** 調査票情報の **全ての調査事項** の提供を受けることが可能

探索的・創造的研究が **困難**

探索的・創造的研究が **可能**

統計法における二次的利用制度の種類と利用要件（現行）

利用形態	法的根拠	利用できる者	利用目的
調査票情報の二次利用	法第32条	調査を実施した各府省等（行政機関、独法等）自身が利用する場合	統計の作成 統計的研究 調査名簿の作成
調査票情報の提供	法第33条第1号	公的機関（行政機関等＋会計検査院、地方独法等）が利用する場合	統計の作成 統計的研究 調査名簿の作成
	法第33条第2号	<ul style="list-style-type: none"> 公的機関が委託又は共同して調査研究を行う者 公的機関が公募の方法により補助する調査研究を行う者 行政機関等（行政機関＋地方公共団体、独法等）が政策の企画・立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等を行う者 	統計の作成 統計的研究
オーダーメイド集計 ※1 ※2	法第34条	一般の者（民間も含む） <ul style="list-style-type: none"> 学術研究等の目的に限定 研究成果の公表義務 	研究 高等教育
匿名データの提供 ※2	法第36条		※1 企業活動の一環としての研究も可 ※2 受益者負担の原則に基づき手数料納付が必要

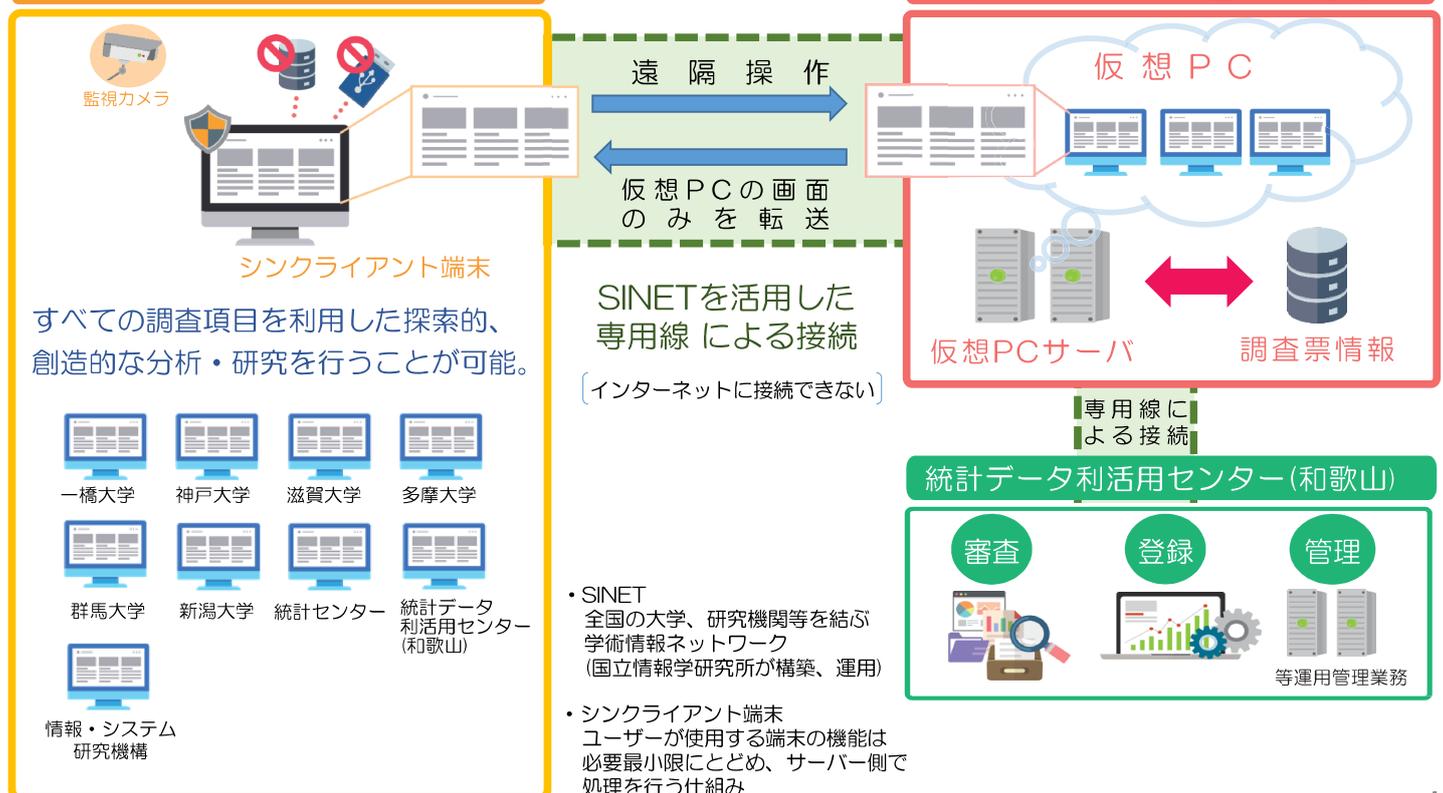
上記の制度的な枠組みとは別に、統計局と統計センターでは、誰でも利用できる擬似的なマイクロデータとして「一般用マイクロデータ」を提供している。

オンサイト施設におけるマイクロデータの活用

イメージ

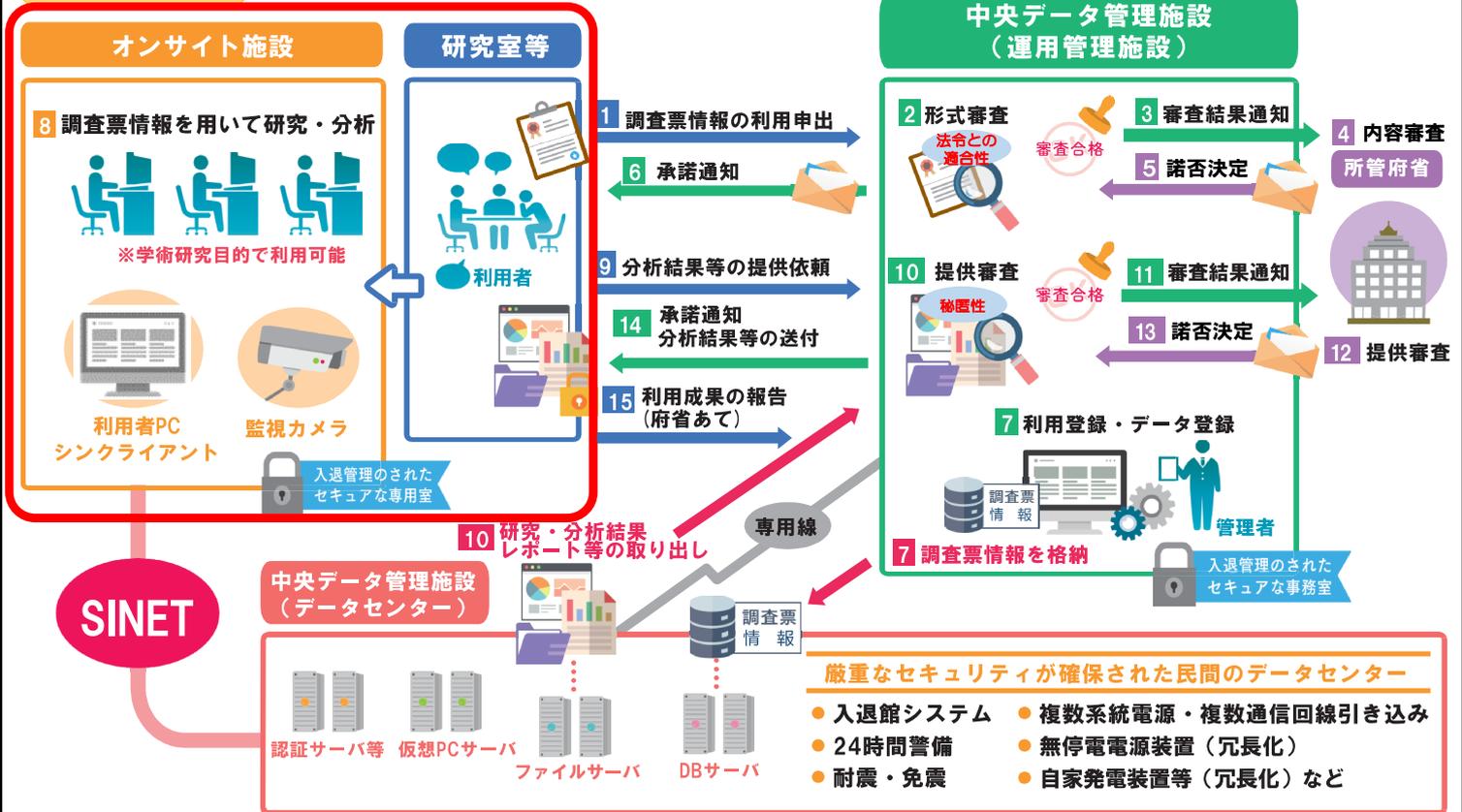
オンサイト施設

中央データ管理施設



オンサイト利用の流れ

イメージ



調査票情報のオンサイト利用における運用方針

<p>調査票情報の提供形式</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆テキスト形式やCSV形式 ◆行政機関から受領したデータ形式、ファイル単位を変更せず提供 	<p>データ利用期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆利用期間は原則1年以内で申請 ◆1年ごとに延長申請 	<p>施設利用時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆システムは24時間利用可 ◆ただし、利用者へのサポートは統計センター開庁日の9:30~17:30 ◆オンサイト施設の利用時間は、オンサイト施設管理者が決定 	<p>オンサイト施設の予約</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆オンサイト施設の予約は、施設側で管理 ◆利用者はオンサイト施設に直接予約
<p>監視カメラの運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆オンサイト施設で、監視及び録画 ◆統計センターからも、監視カメラ映像にアクセス 	<p>オンサイト施設の設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆SINET (専用のVLAN) に接続 ◆利用者用PCは3台まで ◆監視カメラ、録画・監視装置を設置 ※施設設置に必要な経費 約200万円 	<p>仮想PCの運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆物理PCに対して、1仮想PCを設置 ◆利用申請に対して作業領域100GB、DB領域200GBを用意 ◆作業領域は、毎日バックアップ保存。また、利用終了後1年間保管 	<p>仮想PCへの認証</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆認証方法は、ID及びパスワードによる ◆ID等は、申請者、共同研究者のそれぞれに用意
<p>利用できる統計解析ソフト</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆R (R Studio 含む) ◆SAS University Edition ◆Excel 	<p>ソフトウェアの持込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆大学として持込み可 ◆利用者による持込み可 ◆持込みのために必要なライセンス許可は持込み者がソフトウェア業者と交渉 ◆持込みに係る費用は、すべて持込み者の負担 	<p>データ持込み審査</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆利用者からのデータの持込みについては、簡単な書類審査とウイルスチェックを実施 ◆プログラムソースコードについても同様 	<p>大学の経費負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆施設の設定備経費 ◆SINETの回線料 ◆仮想PCカスタム経費 (ソフト持込み)

参考(試行版)

調査名	年次, 月次	ページ	調査名	年次, 月次	ページ
国勢調査	平成22年	2	社会生活基本調査	昭和51年, 56年, 61年, 平成3年, 8年, 13年, 18年, 23年, 28年	15
住宅・土地統計調査	平成25年	3	経済センサス-基礎調査	平成26年	17
労働力調査 (基本集計)	平成26年1月~平成27年12月分	4	経済センサス-活動調査 (総務省統計局所管分)	平成24年, 28年	18
労働力調査 (詳細集計)	平成26年1月~平成27年12月分	5	経済センサス-活動調査 (経済産業省所管分)	平成24年, 28年	18
就業構造基本調査	平成24年	6	工業統計調査	平成26年	20
個人企業経済調査 (動向編)	平成26年1月~平成27年12月分	8	商業統計調査	平成26年	21
個人企業経済調査 (構造編)	平成26年1月~平成27年12月分	8	特定サービス産業実態調査	平成27年	22
サービス産業動向調査 (月次)	平成25年1月~平成27年12月分	9	経済産業省生産動態統計調査	平成28年1月~平成29年12月分	23
サービス産業動向調査 (拡大)	平成25年	9	経済産業省企業活動基本調査	平成28年	24
家計消費状況調査	平成27年1月~平成27年12月分	10	商業動態統計調査	平成28年1月~平成29年12月分	25
科学技術研究調査	平成24年, 27年	11	経済産業省特定業種石油等消費統計調査	平成28年1月~平成29年12月分	26
家計調査	平成26年1月~平成27年12月	12	石油製品需給動態統計調査	平成28年1月~平成29年12月分	27
全国消費実態調査	平成26年	13	ガス事業生産動態統計調査	平成28年1月~平成29年12月分	28

(注意)

- 次ページ以降は各調査に係る調査事項となります。調査事項については見直しが行われる場合があるため、調査年次又は月次によって、必ずしも同一とは限りません。あらかじめご承知置き願います。
- 本資料は、統計データ利活用センターが独自に各調査のホームページを参照して作成した資料です。試行的に作成しておりますので、資料内容の不備、お気付きの点等ございましたら、統計データ利活用センターまでご連絡ください。



The screenshot shows the Statistics Japan website interface. At the top right is the Statistics Japan logo. A search bar on the right contains the text "統計データ利活用" and "検索". A red box highlights a link: "「調査票情報のオンサイト利用」について (統計センター)". Below the search bar is a table of survey information, which is a smaller version of the table on page 13. To the left of the table are several dropdown menus for "国勢調査" and "住宅・土地統計調査", each with a list of survey items. At the bottom right, there is a banner for the "統計データ利活用センター" (Statistics Data Utilization Center) with the tagline "—先進的なデータ利活用の推進拠点—". Below the banner is a "お知らせ" (Notice) section with a list of updates from 2018.08.01 to 2018.04.01.

(参考) 公的統計の整備に関する基本的な計画

第1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針

4 ユーザー視点に立った統計データ等の利活用促進

(略) 調査票情報等の提供及び活用を推進するため、オンサイト利用について、利用拠点や利用可能なデータの段階的拡充に取り組むとともに、提供及び活用に関するワンストップサービス(一元的な申出受付・提供等)の構築を図る。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 統計の利活用促進・環境改善 (1) 調査票情報等の提供及び活用の推進	○調査票情報の提供についてオンサイト利用を中心とした利用形態への移行を視野に、独立行政法人統計センターと協力し、オンサイト利用の全国的な展開に向け、 利用拠点及び利用可能な統計調査の段階的な拡充を図る とともに、これらの取組状況を踏まえて調査票情報等の利用形態の在り方について検討する。加えて、利用可能な行政記録情報について、統計的な利活用を行うために必要なシステム基盤について整備を進める。	総務省、各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○総務省におけるオンサイト利用の運用状況を踏まえつつ、所管統計調査の調査票情報等のデータ提供等について、独立行政法人統計センターへの調査票情報等の提供事務や管理事務の委託を進めるなど、オンサイト利用の推進に向けた取組を行う。	各府省、総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。

「統計データ利活用センター」平成30年度の取組



2. データサイエンス・EBPMに資する統計データ利活用推進

データ利活用の先進事例を創出するための研究、地方公共団体への統計データ利活用支援等、データサイエンス・EBPMに資する統計データ利活用を推進

① 地方公共団体との共同研究(データを活用した行政課題の解決)

和歌山県等の地方公共団体と共同研究を行い、行政データや民間データを統計データと組み合わせて活用し、空き家対策や人口減少等の行政課題を解決する取組を進め、データ利活用のリーディングケースの創出にチャレンジする。



例)人口・住居データ×水道使用データ
→空き家の分布を推定

② 民間ビッグデータ活用等の委託研究

民間ビッグデータと公的統計データを組み合わせたデータ利活用モデルの構築に関する研究等、データ利活用の拠点に相応しい先進的な研究を進める。

③ 地方公共団体への利活用支援

統計データ利活用相談への対応、ホームページを通じた先進事例の共有等の地方公共団体への統計データ利活用支援の取組を進める。

(「統計データ利活用担当者会議」を6月に開催)



統計データ利活用担当者会議

3. 統計データ利活用に関する人材育成

E B P Mに資する公務員向け研修会、ビジネスパーソンを対象とした統計オープンデータ活用の講習会の開催等、データサイエンススキルの裾野を広げる取組を展開

① E B P Mに資する公務員向け研修会

統計研究研修所と連携し、E B P M実現に有用なカリキュラムやデータ分析の実践的な内容を盛り込んだ公務員向け研修会を開催する。

（「統計データ利活用研修会」を7月に開催）



統計データ利活用研修会

② ビジネスパーソンを対象とした講習会・セミナー

ビジネスパーソンを対象とした統計オープンデータ（e-Stat、jSTAT MAP等）活用に資する講習会・セミナーを開催する。

③ 統計を活用したプログラミングイベント

若年層に統計やデータサイエンスへの興味を持ってもらうため、統計を活用したプログラミングのイベントを開催する。

（「子ども統計プログラミング教室 in 和歌山」を10月に開催）



子ども統計プログラミング教室 in 和歌山

和歌山を日本のデータ利活用拠点に！



統計データ利活用センター

〒640-8203

和歌山県和歌山市東蔵前丁3-17 南海和歌山市駅ビルオフィス棟5階

TEL: 073-425-0205 E-mail: g-rikatsuyou@soumu.go.jp

ホームページ <https://www.stat.go.jp/rikatsuyou/>